

公的研究費の適正な取扱いに関する規程

[2021(令和3)年9月17日 制定]

（目的）

第1条 この規程は、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正な取扱いに係る運営・管理及び監査に関して、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 「公的研究費」とは、各府省、それらが所管する独立行政法人、地方自治体及び各種団体等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究費のことをいう。
- （2） 「配分機関」とは、公的研究費の配分をする機関のことをいう。
- （3） 「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。具体的には、架空請求（架空の取引により本学に代金を支払わせ協力会社に管理させる預け金、実体を伴わない出張旅費を本学に支払わせるカラ出張、実体を伴わないカラ雇用の謝金を本学に支払わせるカラ謝金等をいう。）及び代替請求等である。
- （4） 「構成員」とは、本学に所属する研究者（教員、助手、教育支援職員及び事務職員で公的研究費による研究を計画、応募、実施しようとする者）及びその他関連する者をいう。
- （5） 「監事」とは、機関の業務を監査する者をいう。
- （6） 「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、機関が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動をいう。

（公的研究費にかかわる事務処理手続）

第3条 研究者及び公的研究費の事務を担当する者は、事務処理手続を行うにあたり、公的研究費の種類に応じて、学校法人西南女学院経理規程及び調達規程、並びに当該配分機関が定める規程等に示される使用ルール、その他関連する法令及び通知等の定めに従うものとする。

（公的研究費の運営・管理体制）

第4条 本学の公的研究費を運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画の基本方針や具体的な不正防止計画の策定にあたっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論する。
- 5 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者とし、副学長をもって充てる。副学長を置かない場合は、最高管理責任者

が指名した者とする。

- 6 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、事務部長をもって充てる。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の職務を行う。
 - (1) 本学における対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、本学の競争的研究費の運営・管理にかかわる全ての構成員に対するコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理及び監督する。
 - (3) 構成員が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 9 コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。
- 10 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者と協働して担当する部署の公的研究費の管理及び執行をモニタリングする。
- 11 監事は、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 12 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
(運営・管理部門及び公的研究費不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の運営管理部門を置き、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者、その他最高管理責任者が必要と認めた者で構成する。

- 2 運営管理部門の事務処理は、事務部会計課が行う。
- 3 不正防止計画推進部署は、事務部会計課とする。
- 4 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者とともに不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。
- 5 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う。
- 6 不正防止計画の策定及び実施については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 公的研究費の内部監査内規（2016（平成28）年 7月20日制定）第4条に規定する内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因の整理と評価を行う。
 - (2) 不正防止計画の策定にあたっては、前号で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化及び適正化を図る。
 - (3) 各部署等は、不正防止計画推進部署と協力し、主体的に不正防止計画を実施する。
(公的研究費の運営・管理における基準)

第6条 本学における公的研究費の運営・管理において、次の各号に定める基準を遵守する。

- (1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

- (2) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- (3) 不正な取引は構成員と協力会社の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した協力会社への取引停止等の処分方針を本学として定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因及び実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- (4) 発注及び検収業務については、原則として、事務部会計課が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用する。
- (5) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部が実施する。
- (6) 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- (7) 研究者の出張計画の実行状況は、事務部が把握及び確認する。

（構成員の責務）

第7条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

- 2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費に関する誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。
- 3 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。
- 4 誓約書の書式は、別に定める。

（公的研究費の執行に関する事務処理体制）

第8条 物品等の発注は原則として、事務部会計課が行う。

- 2 研究者が直接発注する場合は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 研究代表者が調達請求書（購入伺書）に必要な事項を記入し、会計課長の決裁を受ける。
 - (2) 購入金額が30万円以上の場合は、起案書を作成し、会計課長の決裁により入札の手続をとる。
- 3 物品の納品時の検収は事務部会計課が行う。ただし、発注者以外の者とする。
- 4 事務部会計課は、公的研究費の執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて当該公的研究費に関わる研究責任者に助言し、改善を求めることができる。

（コンプライアンス教育及び啓発活動の実施）

第9条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する公的研究費不正防止計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。また、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

- 2 コンプライアンス教育を行った際は、受講状況と理解度の把握等を行い、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限及び責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

（内部監査）

第10条 研究者及び公的研究費の執行に関わる職員の不正を防止し、適正な使用を促進するための内部監査を実施する。内部監査部門は、監事、会計監査人及び不正防止計画推進部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

- 2 公的研究費の内部監査に関する事項は、別に定める。

（告発窓口）

第11条 公的研究費の不正に関する告発の本学における受付窓口は、事務部庶務課とする。

（告発窓口等の周知）

第12条 最高管理責任者は、教職員及び学外に対して、本学公式ウェブサイト等を通じて、告発受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法について周知を図らなければならない。

（告発の取扱い）

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の取扱いに関する告発を受けた場合は、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- （1） 前条の報告を受けた最高管理責任者は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の扱いとする。
- （2） 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。
- （3） 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - イ 事務部長
 - ロ 最高管理責任者が指名する学部長
 - ハ 最高管理責任者が指名する本学に所属しない有識者
 - ニ その他最高管理責任者が必要と認める者
- （4） 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- （5） 被告発者が本学に所属する場合、最高管理責任者は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることとする。
- （6） 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- （7） 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下、同じ）を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に当該調査結果を通知する。調査委員会は配分機関にも通知する。悪意に基づく告発があったとの認定があった場合、調査委員会は告発者の所属機関に通知する。
- （8） 不正があったと認定された被告発者は、30日以内に最高管理責任者に対して不服を申し立てることができる。告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、同様に不服を申し立てることができる。
- （9） 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。調査委員会は不服申し立てを却下すべきと判断した場合は、速やかに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は申し立てを行った者に決定を通知する。
- （10） 調査委員会は、再調査を開始した場合は50日以内に先の調査結果を覆すかどうかを決定し、最高管理責任者に通知しなければならない。
- （11） 最高管理責任者は、不正が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。不正が行われなかったとの認定があった場合は原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合は調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があった場合は調査結果を公表する。
- （12） 前項の公表内容は、次のとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- イ 不正に関与した者の氏名及び所属
- ロ 不正の内容
- ハ 最高管理責任者が公表時までに行った措置の内容
- ニ 委員の氏名及び所属
- ホ 調査の方法及び手順

（告発者の取扱い）

第14条 告発を受け付ける場合、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面談などの内容を担当窓口以外は見聞きできないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るための適切な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査結果等について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 調査事案が漏洩した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意による告発を防止するため、調査の結果、悪意による告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを本学内外にあらかじめ周知する。
- 5 最高管理責任者は、悪意による告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に、告発者に対し、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことをもって、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

（告発者及び被告発者に対する措置）

第15条 最高管理責任者は、不正があったと認定があった場合、不正への関与があったと認定された者に対し、直ちに当該公的研究費の使用の中止を命ずるとともに、本学諸規程に基づく措置をとるものとする。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定があった場合、告発者に対する本学諸規程に基づく措置をとるものとする。

（不正はなかったと認定された場合の措置）

第16条 最高管理責任者は、不正はなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案において不正が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 最高管理責任者は、不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置を講ずるものとする。

（配分機関への報告及び調査への協力）

第17条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 前各項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

（情報発信及び共有化）

第18条 公的研究費の取扱いに関する相談窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。

2 統括管理責任者は、公的研究費の不正防止への取組について本学公式ウェブサイトに掲示し、公表するものとする。

（準用）

第19条 本規程が定める事項は、本学が実施している公募型の研究費（大学共同研究費、保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費）にも準用する。

附 則

この規程は、2021（令和3）年10月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「公的研究費の適正な取扱いに関する指針」（2016（平成28）年7月20日制定）は廃止する。